

別紙1

機器備品借用申請書

年 月 日

印南町商工会長 殿

申請者
住 所
事業所名
代表者名
電話番号
(携帯電話)

印南町商工会保有備品貸出規定を遵守し、下記機器備品の借用を申請しますので許可下さるようお願いいたします。

記

使用目的	
借用期間	自 : 年 月 日 至 : 年 月 日
借用機器備品名	
数量等	
借り受け予定日	年 月 日
返却予定日	年 月 日

貸出対象者	会員 非会員 その他()
使用料	有 免除
備考	
貸出許可日	年 月 日

決 裁	会 長	事務局長 (指定職員)	受付者

別紙2

機器備品貸出承諾書

年 月 日

殿

印南町商工会
会長

年 月 日付けで申込みのあった機器備品の貸出を承諾します。
貸出条件として、印南町商工会保有備品貸出規程を遵守して下さい。

印南町商工会保有備品貸出規程

第1条 この規程は、印南町商工会（以下「本会」という。）が所有する機器備品を貸し出す場合について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 機器備品の貸出は、次に掲げる場合に限り会長が許可するものとする。

- ① 本会会員で、会員が営む事業上必要な場合。
- ② 行政・団体等で地域振興の維持向上に寄与する事業に使用する場合。
- ③ その他、会長が事業遂行上貸出を必要と認めた場合。

第3条 機器備品の貸出料は、別表1の通りとする。別表に記載されていない場合は、その額は、会長がその都度定める。

2 機器備品の貸出料は、会長が特に必要と認めた場合は、免除することができる。

第4条 貸出期間は、原則として連続5日以内とする。

第5条 機器備品の借用希望者は、「機器備品借用申請書」（別紙1）に必要事項を記載し、本会に提出する。

2 本会が貸出を承認したときは、「機器備品貸出承諾書」（別紙2）をもって借用希望者に通知するものとする。

第6条 会長は、借用書に基づいて優先順位を決め、貸出先、貸出品目及び数量等を検討し決定する。

第7条 借用者は次に掲げる事項を守り、借用中の機器備品の取扱いには十分注意を払わなければならない。

- ① 借用機器備品は借用期間内であっても、本会の請求があったときは、直ちに返却すること。
- ② 借用機器備品は第三者に転貸しないこと。

2 借用者は、借用期間中に生じた汚損、故障については、責任をもって現状に復さなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、貸出にあたり必要な事項は、会長がその都度決定する。

附 則

この規程は、令和5年5月11日から実施する。

別表1

(単位:円)

機 器 備 品 名	単 位	貸 出 料 (1日あたり)		備 考
		初 日	2日目以降	
パイプ椅子	1脚	100	50	
長 机	1脚	400	300	
テント	1張	4,000	3,000	
プロジェクター	1台	3,000	2,000	
スクリーン	1台	2,000	1,000	
音響機器	1台	4,500	3,500	
ホワイトボード	1脚	2,500	1,500	
Webカメラ	1台	3,000	2,000	

消費税は別途とする